

議案第 66 号

手数料条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の一部改正によりマイクロチップの装着及び指定登録機関への情報登録が義務化されると共に、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）が設けられ、この制度に参加することに伴い、現行手数料と動物愛護管理法による登録手数料のすみ分けを明記する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和23年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表23の項中「犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加え、同表24の項中「犬の鑑札の再交付」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

手数料条例（昭和23年条例第10号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
(徴収の事項及び金額等)			(徴収の事項及び金額等)		
第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。			第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。		
	手数料を徴収する事項	金額		手数料を徴収する事項	金額
23	犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）	1件3,000円	23	犬の登録	1件3,000円
24	犬の鑑札の再交付（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を除く。）	1件1,600円	24	犬の鑑札の再交付	1件1,600円
54	その他の証明	1件300円	54	その他の証明	1件300円